



発行 東京都

目次

規則

- 東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部企画計理課）…一
- 健康増進法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部健康推進課）…二

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………（生活文化局計量検定所検査課）…二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課）…二
- 都市計画事業の認可……………（同）…二
- 公共測量の終了（六件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…三
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…四
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…六
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………（同）…八
- 知事指定薬物の指定の失効……………（福祉保健局健康安全部薬務課）…一〇
- 東京都統計調査条例による統計調査の名称等……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…一〇
- 都道（首都高速道路）の区域変更（二件）……………（建設局道路管理部路政課）…一七
- 教習指導員審査の実施……………（同）…一七

○警備員等の検定の実施（二件）……………三

公告

- 都市計画の図書の縦覧（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）…三
- 土地区画整理事業の仮換地指定通知書の送付に代える公告……………（都市整備局第一市街地整備事務所事業課）…三
- 土地区画整理事業の使用収益停止通知書の送付に代える公告……………（同）…三
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

正誤

- 平成三十年十二月二十七日付東京都下水道局管理規程第十二号……………三

規則

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十一号

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十七年東京都規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（土地等の貸付けの認可申請）

第二十二條 法人は、法第七十九條の五の規定により土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（以下「土地等」という。）の貸付けの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 当該貸付けに係る土地等の所在地

三 測量の区域 葛飾区柴又二丁目、柴又二丁目及び柴又三丁目各地方内

四 測量の期間 平成三十年十一月十六日から平成三十一年三月十一日まで

●東京都告示第四百十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西品川一丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

西品川一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年七月三十一日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、大崎二丁目及び広町二丁目各地方内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区西品川一丁目一番一号  
平成二十五年七月三十一日

五 変更の内容

事務所の所在地を品川区西品川一丁目七番一号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和元年九月六日

●東京都告示第四百十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

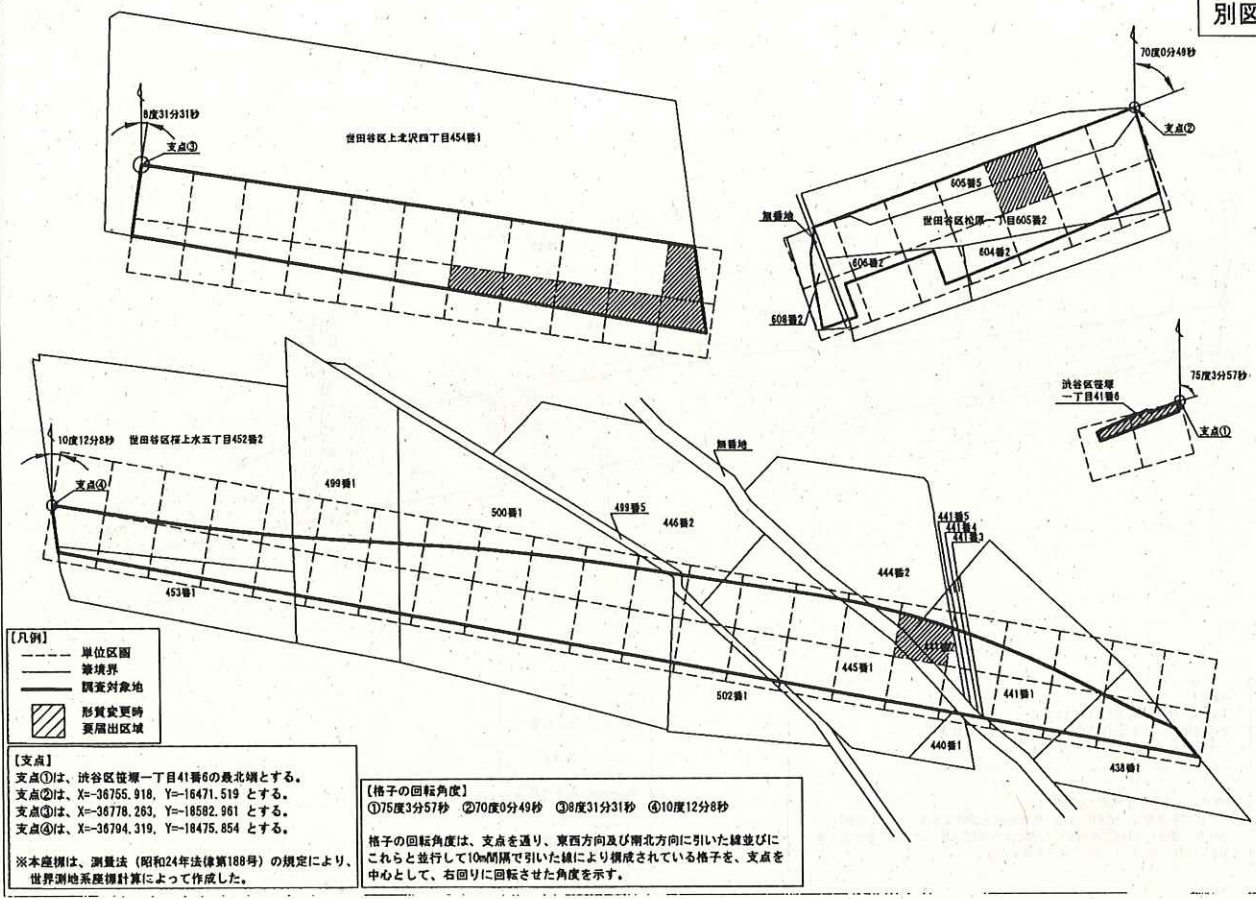
令和元年九月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区笹塚一丁目地内、世田谷区松原一丁目地内、世田谷区桜上水五丁目地内及び世田谷区上北沢四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第四百十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月六日

東京都知事 小池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（世田谷区松上水五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定